○環境省令第二十三号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十六条第一項、第十七条第二項、第十八条第一項及び第四項、第四十一条第一項並びに第四十八条第一項の規定に基づき、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十月二十七日

環境大臣　中川　雅治

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（水道施設等における廃棄物の調査の報告）	（水道施設等における廃棄物の調査の報告）
第四条　法第十六条第一項本文の報告は、同項の規定による調査の対象とした廃棄物が生じた月の翌月の末日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による報告書を提出して行うものとする。 一～四　（略） 2　（略）	**第四条**　法第十六条第一項本文の報告は、同項の規定による調査の対象とした廃棄物が生じた月の翌月の末日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一による報告書を提出して行うものとする。 一～四　（略） 2　（略）
（指定廃棄物保管基準） **第十五条**　法第十七条第二項（法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める指定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。 一～十二　（略） 十三　指定廃棄物の保管の場所を変更しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二号による届出書を環境大臣に届け出ること。ただし、同一の土地の区域内において保管の場所を変更しようとする場合は、この限りでない。 イ～ハ　（略）	（指定廃棄物保管基準） **第十五条**　法第十七条第二項（法第十八条第五項において準用する場合を含む。）の環境省令で定める指定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。 一～十二　（略） 十三　指定廃棄物の保管の場所を変更しようとする場合には、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した様式第二による届出書を環境大臣に届け出ること。ただし、同一の土地の区域内において保管の場所を変更しようとする場合は、この限りでない。 イ～ハ　（略）

（指定の申請）

第十七条　法第十八条第一項の申請は、様式第三号による申請書を提出して行うものとする。

（立入検査の身分証明書）

第二十一条　法第十八条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第四号による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（除去土壌保管基準）

第五十八条　法第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の保管の基準のうち一時的な保管（以下この項において「一時保管」という。）に係るものは、次のとおりとする。

一　第十五条（第一号、第六号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までを除く。）の規定の例によること。

二　一時保管は、周囲に囲い（一時保管する除去土壌の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられている場所で行うこと。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた除去土壌を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において一時保管する場合は、この限りでない。

三　一時保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ　（略）

ロ　次に掲げる事項を表示したものであること。

(1)　除去土壌の一時保管の場所である旨

(2)　（略）

（指定の申請）

第十七条　法第十八条第一項の申請は、様式第三による申請書を提出して行うものとする。

（立入検査の身分証明書）

第二十一条　法第十八条第四項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第四による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（除去土壌保管基準）

第五十八条　法第四十一条第一項の環境省令で定める保管の基準は、次のとおりとする。

一　除去土壌の一時的な保管（以下この条において単に「保管」という。）に当たっては、第十五条（第一号、第六号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までを除く。）の規定の例によること。

二　保管は、周囲に囲い（保管する除去土壌の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられている場所で行うこと。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた除去土壌を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない。

三　保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。ただし、前号ただし書に規定する場合は、この限りでない。

イ　（略）

ロ　次に掲げる事項を表示したものであること。

(1)　除去土壌の保管の場所である旨

(2)　（略）